

相談室 Q&A

労災・通災関係

Q 出社前や退社後において 別居している祖父母の介護に向かう途中で 事故に遭った場合、通勤災害となるか

当社の社員は週に2～3日程度、別居中の祖父母の介護のため、出勤前にその居宅に向かい介護をし、出社しています。退社後も同様に、まず祖父母宅での介護を終えてから帰宅します。万一、出勤または帰宅途中で事故に遭った場合には通勤災害に該当するでしょうか。なお、祖父母宅は、会社から見て同社員の自宅とは逆方向となり、交通機関を利用しての会社との移動時間は2時間程度です。

(埼玉県 T社)

A 出勤または帰宅時において、介護により逸脱している間を除いた通勤経路での事故は通勤災害に該当する可能性がある

回答者 羽淵崇之 はぶち たかゆき 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 通勤災害とは

通勤災害とは、「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」をいいます（労災保険法7条1項2号）。また、「通勤」とは、労働者が就業に関し、以下の①～③のいずれかの移動を、合理的な経路および方法により行うことをいいます。

- ①住居と就業の場所との間の往復（例：自宅から通勤先への出勤、勤務先から自宅への帰宅）
- ②就業の場所から他の就業の場所への移動（例：複数の勤務先へ就業する場合の勤務先間における移動）
- ③①の往復に先行し、または後続する住居間の移動（例：単身赴任者の居住地と家族の居住地との居住地間の移動）

2. 移動の逸脱または中断

通勤の途中で、労働者が往復の経路を逸脱し、または中断した場合には、逸脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはなりません

【図表1-①】。「逸脱」とは、通勤の途中で就業または通勤と関係のない目的で合理的な経路から外れることをいい、「中断」とは、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うことをいいます。

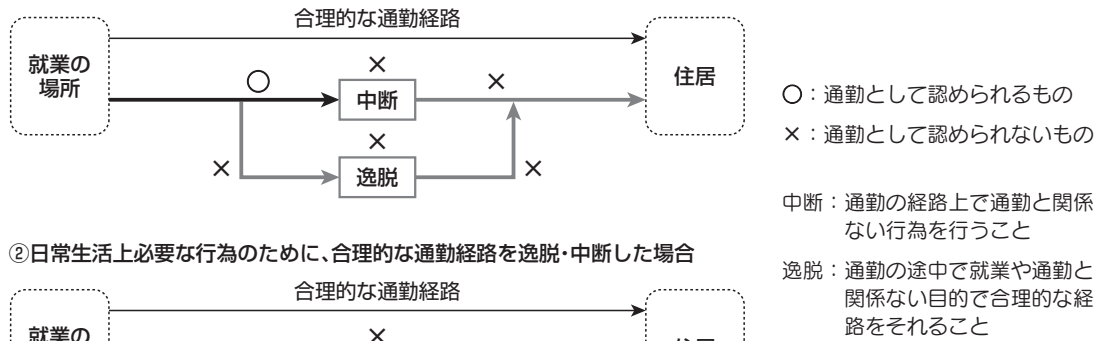
逸脱または中断の具体例としては、通勤の途中で映画館に入る場合やバーで飲酒する場合などがこれに該当します。しかし、通勤の途中において、経路近くの公衆トイレを利用する場合や経路上の店で飲料や新聞、雑誌を購入する場合などのように、通常の通勤行為に付随するとみられる「ささいな行為」を行う場合には、必ずしも逸脱または中断として取り扱われるとは限りません。

3. 日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるもの

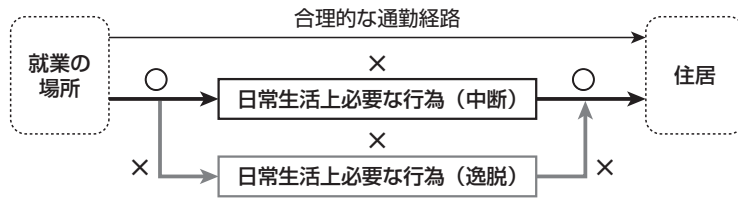
逸脱または中断が日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、

図表1 労災保険における「通勤」の範囲

①合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合



②日常生活上必要な行為のために、合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合



合理的な通勤経路に復帰後の移動の間 (○) の事故による負傷等は労災補償の対象となる。

図表2 厚生労働省令で定める逸脱・中断の例外となる行為

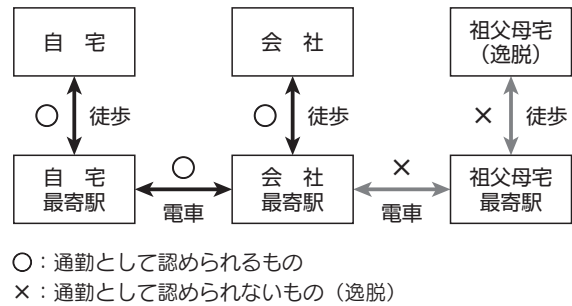
- ①日用品の購入その他これに準ずる行為
- ②職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ⑤要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

逸脱または中断の間を除き「通勤」となります【図表1-②】。事由については、【図表2】のとおり定められています。なお、⑤の事由については、平成29年1月1日より改正され、改正前は「孫、祖父母および兄弟姉妹」は「同居かつ扶養」が必要であったところ、改正により当該要件が撤廃されました。

4. ご質問のケース

貴社の社員は、出勤または帰宅の途中に別居の祖父母の居宅に立ち寄って介護をしており、かつ、

図表3 ご質問のケースの通勤災害の判断(イメージ)



【注】 図は質問内容からイメージされる一例として記載している。

週に2～3日程度という頻度を踏まえると継続的かつ反復して介護を行っていると考えられることから、祖父母の介護により通勤経路を逸脱することは上記3.⑤の事由に該当すると考えられます。したがって、出勤または帰宅時において、介護により逸脱している間を除いた通勤経路での事故は通勤災害に該当する可能性があります。

なお、具体的には、祖父母宅・会社・自宅の位置関係はご質問より【図表3】のとおり想定されますので、【図表】内で○を表記した経路における事故が通勤災害に該当する可能性があります。